

## 届出の必要な行為

### 景観計画区域内（A～G地区）の届出の必要な行為

#### 1. 建築物

次の表のいずれかに該当する建築物（物件規模が大きいもの）で、以下のもの

高さ	建築面積	最長部の長さ
20mを超える	1,000㎡を超える （同一敷地内の合計）	50mを超える

- (1) 新築
- (2) 増改築等、外観の変更を伴う修繕若しくは模様替（当該行為に係る部分の高さが5mを超え、又は床面積の合計が10㎡を超えるものに限る）
- (3) 色彩の変更（当該行為に係る部分の合計が10㎡を超えるものに限る）

#### 2. 工作物

次の表のいずれかに該当する工作物（物件規模が大きいもの）で、以下のもの

1.煙突、 2.鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱など、 3.装飾塔、記念塔など、 4.高架水槽、物見塔など、 5.ウォーターシュート、コースター、観覧車などの遊戯施設、 6.コンクリートプラント、クラッシャープラントなどの製造施設、 7.自動車車庫の用途に供する立体的な施設、 8.飼料、肥料、石油、ガスなどを貯蔵する施設、 9.汚物処理場、ごみ焼却場などの処理施設、 10.電気供給又は有線電気通信のための電線路等 11.メッシュフェンス、目隠しフェンスなどのほか、市長が指定するもの		
高さ	築造面積	最長部の長さ
20mを超える	1,000㎡を超える	50mを超える

- (1) 新設
- (2) 増改築等、外観の変更を伴う修繕若しくは模様替（当該行為に係る部分の高さが5mを超え、又は築造面積の合計が10㎡を超えるものに限る）
- (3) 色彩の変更（当該行為に係る部分の合計が10㎡を超えるものに限る）

#### 3. 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う以下の土地の区画形質の変更（開発区域面積が300㎡未満のものを除く）

- ・切土盛土等によって、土地の形状を物理的に変更するもの  
（法面、擁壁などを設ける場合や、土石等の採取を行うものを含まず）
- ・土地の区画を変更したり土地の利用目的を変更して、景観に影響を及ぼすもの

## 景観計画重点区域内の届出の必要な行為

### 1. 建築物

すべての建築物で以下のもの

- (1) 新築
- (2) 増改築等、外観の変更を伴う修繕若しくは模様替（当該行為に係る部分の高さが5 mを超え、又は床面積の合計が10 m<sup>2</sup>を超えるものに限る）
- (3) 色彩の変更（当該行為に係る部分の面積の合計が10 m<sup>2</sup>を超えるものに限る）

### 2. 工作物

次の表のいずれかに該当する工作物で、以下のもの

- |                                 |                                  |
|---------------------------------|----------------------------------|
| 1.高さ6 mを超える煙突、                  | 2.高さ15 mを超える鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱など、 |
| 3.高さ4 mを超える装飾塔、記念塔など、           | 4.高さ8 mを超える高架水槽、物見塔など、           |
| 5.ウォーターシュート、コースター、観覧車などの遊戯施設、   |                                  |
| 6.コンクリートプラント、クラッシャープラントなどの製造施設、 |                                  |
| 7.自動車庫の用途に供する立体的な施設、            |                                  |
| 8.飼料、肥料、石油、ガスなどを貯蔵する施設、         |                                  |
| 9.汚物処理場、ごみ焼却場などの処理施設、           |                                  |
| 10.電気供給又は有線電気通信のための電線路等         |                                  |
| 11.上記のほか市長が指定するもの               |                                  |

なお、精算機、自動販売機などを設置される前には、ご相談ください。

- (1) 新設
- (2) 増改築等、外観の変更を伴う修繕若しくは模様替（当該行為に係る部分の高さが5 mを超え、又は築造面積の合計が10 m<sup>2</sup>を超えるものに限る）
- (3) 色彩の変更（当該行為に係る部分の合計が10 m<sup>2</sup>を超えるものに限る）

### 3. 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う以下の土地の区画形質の変更（開発区域面積が300 m<sup>2</sup>未満のものを除く）

- |  |
|--|
| ・切土盛土等によって、土地の形状を物理的に変更するもの<br>（法面、擁壁などを設ける場合や、土石等の採取を行うものを含みます） |
| ・土地の区画を変更したり土地の利用目的を変更して、景観に影響を及ぼすもの                             |

### 4. その他

- (1) 垣、さく、塀又は擁壁を設置するとき  
（道路その他の公共の場所から見えるもの）
- (2) 木竹を伐採するとき  
（道路その他の公共の場所から見えるもの 又は 高さが5 m以上の木竹を伐採するもの）